

## 社会福祉法人桜園役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜園（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で役員等とは、理事、監事、評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

### (常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第2に定める報酬に加えて桜園旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。ただし、日当は支給しない。
- (3) 前号に規定する旅費は都合により、チケット等にて支給することがある。
- (4) 非常勤役員等が会議以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のため業務に当たった場合は、別表第2に定める報酬に加えて桜園旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。ただし、日当は支給しない。

### (費用弁償)

第6条 非常勤役員等が会議等に出席する場合は、居住地から桜園までの旅費を桜園旅費規程に基づき支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

- (1) 報酬については、毎月24日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月 額 1,700 千円以内
常 務 理 事	月 額 1,300 千円以内

別表第2（非常勤役員等の報酬）

(1) 理 事	日 額
理事会・評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	7,000 円

(2) 監 事	日 額
理事会・評議員会・監事監査への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	7,000 円

(3) 評議員	日 額
評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	7,000 円

(4) 第三者委員	日 額
苦情解決のための委員会への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	7,000 円

(5) 評議員選任・解任委員会委員	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	7,000 円